

大泉町教育大綱（案）の概要

- 町長は町の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めなければならない。
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3）
- 大綱は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱の策定にあたっては、総合計画を上位計画とし、総合計画における基本構想及び基本目標別施策（教育部に関する部分）を大綱の基本方針、基本目標とする。
- 計画期間は2022年度から2025年度の4年間とする。

教育大綱

◆基本方針

（※基本構想の分野別基本目標の部分）

（スローガン）

～夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち～

◆基本目標

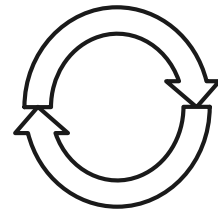
（※実施計画に位置付ける関連施策の部分）

- 1 子育て支援の充実
- 2 就学前教育と保育の充実
- 3 教育環境の充実
- 4 生涯学習の推進
- 5 青少年育成の推進
- 6 人権尊重の推進
- 7 スポーツ・芸術文化の振興
- 8 文化財の保存と活用

【他の計画との関連】

大綱の方針や目標を踏まえ、具体的な取組を教育行政方針で定め、点検・評価を行うことで、各種施策、事業を推進する。

教育行政方針



点検評価
報告書